

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年8月10日
【事業年度】	第32期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
【会社名】	株式会社コンテック
【英訳名】	CONTEC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 漆崎 榮二郎
【本店の所在の場所】	大阪市西淀川区姫里三丁目9番31号
【電話番号】	06-6472-7130(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 和田 康
【最寄りの連絡場所】	大阪市西淀川区姫里三丁目9番31号
【電話番号】	06-6472-7130(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 和田 康
【縦覧に供する場所】	株式会社コンテック 東部支店 (東京都江東区亀戸二丁目25番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第32期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～ (4) <省略>

（訂正後）

(1) ～ (4) <省略>

(5) 取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。